

重 要 事 項 説 明 書

1 (有) 松田メディカルサービス はらっぱ事業所の概要

(1) 概 要

事業所名	はらっぱ
所在地	横浜市瀬谷区阿久和東4-21-7
管理者名	松田 悅子
電話番号 (緊急時の連絡先)	電話番号 045-520-3966 緊急時の連絡先(携帯) 090-2554-3693
FAX番号	FAX 045-360-0506
事業者番号	神奈川県 1473400180
サービス提供地域	瀬谷区・泉区・旭区・戸塚区・港南区

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資格等	常勤	非常勤	兼務の別	合計
従業者数総数		2名			2名
管理者		1名		有	1名
従業者	介護支援専門員	1名		有	1名

(3) サービスの提供日・時間

平日	午前9時～午後6時
休業日	日曜日、土曜日、12月30日～1月3日

2 当事業所の方針・特徴等

- 当事業所の介護支援専門員等は介護保険制度の主旨に沿い、お客様の心身の状況・環境に応じて、そのお客様が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、お客様の立場にたって援助を行います。
- 居宅介護支援の実施にあたっては、お客様、ご家族様の意思及び人権・尊厳を尊重します。お客様の選択に基づき、中立公正な立場で、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように努めます。また、関係の市区町村、医療機関、介護・福祉関係機関との連携をはかります。

指定居宅介護支援事業所は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス等事業者を紹介するよう求めることが出来ることについて説明を行い、理解を得なければなりません。

3 居宅支援の実施要領

- ① お客様及びご家族様と面談して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供し、お客様にサービスを選択していただきます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 指定居宅サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、お客様から書面による同意を受けます。
- ⑤ その他居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑥ お客様およびそのご家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ⑦ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。事業者の選定に当たっては中立公平に行います。
- ⑧ お客様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更等、必要な対応をします。
- ⑨ お客様が介護保険指定施設への入院または入所を希望された場合、お客様に介護保険施設の紹介その他の支援をいたします。
- ⑩ お客様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とお客様双方の合意をもって居宅サービス計画の変更をいたします。
- ⑪ 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス事業者が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公平中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6ヶ月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下ここにおいて「訪問介護等」という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6ヶ月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行わなければなりません。なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文章の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それらを理解した事について必ず利用申込者から署名を得なければなりません。
- また、前6ヶ月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とします。

- 1) 前期（3月1日から8月末日）
- 2) 後期（9月1日から2月末日）

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の1) もしくは、29の期間のものとします。

- ⑫ 医療機関への伝達について

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始の際に、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければなりません。

*後掲「サービスの流れ」をご参照ください。

4 サービス利用料金

(1) 利用料

要介護認定をうけられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません

*保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合は、厚生大臣の定める介護報酬告示上の金額を頂戴します。その場合、サービス提供証明書を発行いたしますので、サービス提供証明書を後日市区町村の窓口に提供しますと差額の払い戻し受けることができます。

(2) 交通費

1 の(1)にあるサービス提供地域にお住まいの方は無料となります。それ以外の地域の方は実費がかかります。実費とは、本事業所とお客様宅までの標準的な訪問経路の区間で、通常の事業の実施地域を越えた所から、片道おおむね1キロメートル以上 60円として、以後1キロメートル増す事に20円を徴収する。

(3) その他の料金

要介護認定に伴う申請代行業務にかかる下記の実費については、お客様の負担とさせていただきます。

- ・申請代行時の書類作成に伴う公的機関からの証明書等の取得にかかる費用
- ・かかりつけ医から診断書等を取得する費用

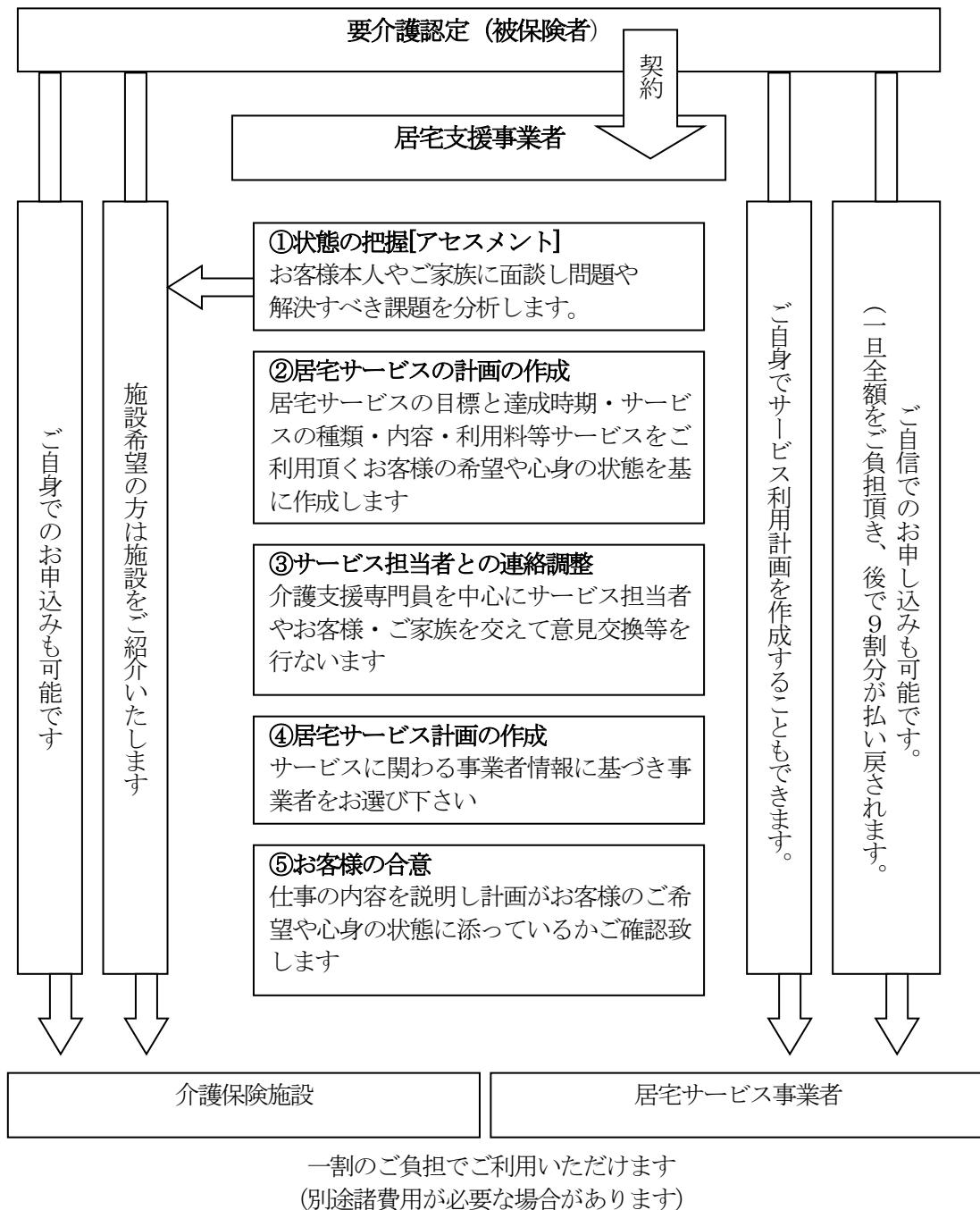
(4) 解約料

契約後、居宅サービス計画の作成段階において、お客様のご都合により解約した場合であっても、解約料は発生しません。

(5) お支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、本事業所が定める期日までにお支払ください。お支払いただきますと領収書を発行します。お支払方法は、銀行振込・現金払いをお選びください。

<サービスの流れ>



5 サービスの終了

- ア お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する旨をお申し出ください。
- イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。
- ウ 自動終了
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要介護でなくなった場合
 - ・お客様が亡くなられた場合
- エ その他
お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 個人情報の取扱につきまして

当事業所は「当社における個人情報の利用目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。とりわけプライバシー情報に関しては、職員の研修につとめ漏洩に注意を払います。また、情報を第三者に提供する場合を別紙にてご提示し、事前にお客様のご承認をいただいております。あらかじめお示しした用途以外には決して利用しません。

7 情報開示につきまして

当事業所は、お客様の求めに従って、お客様ご自身に関する情報(ご利用者記録、サービス提供記録、その他)を開示しております。
ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方(他のご家族様等)からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。

8 事故・トラブル発生等につきまして

本説明書1の電話番号宛、または担当者宛にご連絡をお願いいたします。
必要に応じて、サービス事業者、市町村窓口等へ連絡等必要な措置を講じます。
また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止ための対策を講じます。

事故発生時の対応・事故報告の手順について

- (1) 利用者家族等、関係機関への連絡や説明
 - ア) 「事故発生時の報告取扱い要領」に基づき「事故報告書」を作成し、所管課に提出する事。
 - イ) 提出した事故報告書の個人情報以外を、事故事案として神奈川県に報告される場合がある事。
 - ウ) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容（例：事業者名簿）が公開される場合がある事。
- (2) 横浜市健康福祉局介護事業指導課への速やかに電子申請システムを用いて第一報
 - ア) 死亡案検討、早急に報告が必要と判断した事案は、電話での連絡をする。
- (3) 横浜市健康福祉局介護事業指導課へ電子申請システムを用いて本報告
事故対応の区切りがついたところで、事故報告書（再発防止策まで記載したもの）を作成し、郵送する。

(4) 利用者への事故報告書も開示

利用者家族に事故報告書を積極的に開示するとともに、求めに応じて交付する。

横浜市の介護事業指導課への通報窓口 電話番号 045-671-2356

9 苦情・相談等につきまして

迅速・適切な対応を心がけておりますが、万一 不満や苦情がおありでしたら、遠慮なくお申し付けください。下記電話番号、責任者宛にご連絡をお願いいたします。

苦情受付電話 045-520-3966 責任者 松田 悅子

なお、市区町村、国民健康保険団体連合会にも窓口がございます。

(横浜市) 電話番号 045-671-2356 (瀬谷区) 電話番号 045-367-5717

(泉区) 電話番号 045-800-2436 (旭区) 電話番号 045-954-6394

(国民健康保険団体連合会) 電話番号 045-329-3447 0570-022-110 (苦情専用)

介護事業指導課（居宅サービス・地域密着型サービス）電話番号 045-671-3461

10 高齢者虐待の防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 松田 悅子

(1) 成年後見制度の利用を支援します。

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

11 研修について

居宅介護支援事業所は、従業者の質的向上を図るための、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

1) 採用時研修 採用3ヶ月以内

2) 継続研修 年2回

12 併設サービスについて

弊社が運営している訪問看護について、はらっぱ訪問看護ステーションがある。

住所：横浜市瀬谷区阿久和東4-21-7

電話：045-360-0505 FAX：045-360-0506

(1) 主治医に相談の上、訪問看護指示書が発行される場合、訪問看護を利用する事が出来ます。

令和 年 月 日

説明事項確認書

居宅介護支援サービスの提供にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて、「重要事項」を交付をし、説明をしました。

事業所

所在地 横浜市瀬谷区阿久和東4-21-7

名 称 はらっぱ

説明者氏名 松田 悅子 印

私は、本書面により、居宅支援事業者から「重要事項」の説明を受け、同意し、交付を受けました。

ご利用者 住所

氏名 印

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が身元引受人として判断・対応します。
(契約時において判断が下せない場合、下記の方をご契約当事者とさせていただきます)

住所

氏名 印

ご利用者との関係(○印)

親族：続柄)

成年後見人

代理人

*確認資料をお見せいただく場合がございます。
あらかじめご了承ください。

令和 年 月 日

説明事項確認書

居宅介護支援サービスの提供にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて、「重要事項」を交付をし、説明をしました。

事業所

所在地 横浜市瀬谷区阿久和東4-21-7

名 称 はらっぱ

説明者氏名 安齋 和枝 印

私は、本書面により、居宅支援事業者から「重要事項」の説明を受け、同意し、交付を受けました。

ご利用者 住所

氏名 印

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が身元引受人として判断・対応します。
(契約時において判断が下せない場合、下記の方をご契約当事者とさせていただきます)

住所

氏名 印

ご利用者との関係(○印)

親族：続柄)

成年後見人

代理人

*確認資料をお見せいただく場合がございます。
あらかじめご了承ください。